

昭和二十六年法律第一百六十六号

家畜伝染病予防法

一 牛痘								伝染性疾病の種類
二 牛肺疫								家畜の種類
三 口蹄疫								
四 流行性脳炎								
五 狂犬病								
六 水疱性口内炎								
七 リフトバレーホ								
八 炭疽								
九 出血性敗血症								
羊 牛、豚	羊 牛、馬、めん羊	牛、馬、めん羊	牛、馬、豚	山羊、豚	牛、馬、めん羊	牛、馬、めん羊	羊、豚	牛、めん羊、山

第二条 この法律において、「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつて、それぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染性疾病ごとに政令で定めるその他の家畜についてのものをいう。

第一条 この法律は、家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む。以下同じ。）の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的とする。

第六章 第七章 附則	第一章 総則 第二章 雜則（第四十七条—第六十二条の五、 第六十三条—第七十二条） 第三章 執法上之問題（第六十三条—第七十二条）
------------------	--

第一章	第一章
第二章	総則（第一条—第三条の二）
第三章	家畜の伝染性疾病の発生の予防（第四章 第一条—第十二条の七）
第四章	家畜の伝染性疾病のまん延の防止（第五章 第十三条—第三十五条の二）
第五章	輸出入検疫等（第三十六条—第四十六 条の四）
病原体の所持に関する措置（第四十六 章）	

第一章

十	ブルセラ症	牛、 豚、 山羊	牛、 めん羊、 山
十一	結核		
十二	ヨーネ病		
十三	ピロプラズマ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	牛、 馬	牛、 めん羊、 山
十四	アナプラズマ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）		
十五	伝達性海綿状脳症		
十六	鼻疽		
十七	馬伝染性貧血		
馬	馬	牛、 めん羊、 山	

(家畜の所有者の責務)

第二条の二 家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病的発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病的まん延を防止することについて第一義的責任を有していることを自覚し、家畜の伝染性疾病的発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、家畜の飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条の三 国は、最新の科学的知見並びに家畜の伝染性疾病の我が国及び外国における発生の状況及び動向を踏まえ、家畜の伝染性疾病的発生の予防及びまん延の防止に関する施策を総合的に

語を受けた者を隠く）が故

の集合する施設の所有者その他の畜産業に関連する事業を行う者は、その事業活動に関し、家畜の伝染性疾病的病原体の拡散を防止するための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための施策に協力するよう努めなければならない。

(管理者に対する適用)

第三条 この法律中家畜、物品又は施設の所有者に関する規定(第五十六条及び第五十八条から第六十条の二までの規定を除く。)は、当該家畜、物品又は施設を管理する所有者以外の者(鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該家畜、物品又は施設の運送の委託を受けた者を除く。)もこの法律の適用を受ける。

<p>3 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改</p> <p>2 二十八 腐蛹病</p>
<p>この法律において「患畜」とは、家畜伝染病（腐蛹病を除く。）にかかるている家畜をいい、「疑似患畜」とは、患畜である疑いがある家畜及び牛痘、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの病原体に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患畜となるおそれがある家畜をいう。</p> <p>蜜蜂</p>

二十九 （農林水産省令で定める病原体に よる）	二十七 家畜（サルモネラ症 など）	二十六 原性が高いものとして農林水産省 令で定めるものに限る。以下 同じ。）	二十五 低病原性鳥インフルエンザ	二十四 高病原性鳥インフルエンザ
二十 （以下同じ。）	二十八 （農林水産省令で定める病原体に よる）	二十九 （農林水産省令で定める病原体に よる）	二十六 ニューカッスル病（病鶏、あひる、う ずら）	二十九 （農林水産省令で定める病原体に よる）

十六	鼻疽 <small>ウツクシイ</small>	馬	馬
十七	馬伝染性貧血		
十八	アフリカ馬疫	馬	
十九	小反芻獸疫		
二十	豚熱		
二十一	アフリカ豚熱	豚	
二十二	豚水疱病	豚	
二十三	家きんコレラ	鶏、あひる、う	ずら

十五	伝達性海綿状脳症	牛、山羊、牛	牛、山羊、牛、馬	羊、牛、山羊、山羊	牛、豚、山羊	十 ブルセラ症
十二	ヨーネ病					十一 結核

3 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならぬい。

り、家畜の伝染性疾患病に関する正しい知識の普及のための広報活動その他の家畜の伝染性疾患病の発生の予防及び蔓延の防止に関する施策の実施について相互に連携するとともに、地域における家畜の伝染性疾病の発生の予防及び蔓延の防止に寄与するものである家畜の所有者又はその組織する団体が行う家畜の伝染性疾患病の発生の予防のための自主的措置を助長するため、これらの者に対し、必要な助言及び指導等を

の発生の状況及び動向その他の地域の実情に応じ、国及び市町村と連携を図りながら、家畜の伝染性疾病的発生の予防及びまん延の防止のための措置を適切に講ずるために必要な体制の整備を図りつつ、これらの措置を一体的かつ効果的に実施するよう努めなければならない。

市町村は、国及び都道府県の施策に協力して、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

国及び地方公共団体は、協議会の開催等によ

(家畜の所有者の責務)
第二条の一 家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病的発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病的まん延を防止することについて第一義的責任を有してゐることを自覚し、家畜の伝染性疾病的発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、家畜の飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努めなければならない。
(国及び地方公共団体の責務)

第二条の三 国は、最新の科学的知見並びに家畜の伝染性疾病の我が国及び外国における発生の状況及び動向を踏まえ、家畜の伝染性疾病の發生の予防及びまん延の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体における家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置の適切な実施を確保するために必要な助言その他の措置並びに輸出入検疫の適切な実施に必要な措置を講ずる上う努めなければならない。

2 都道府県は、その区域内における家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる上う努めなければならない。

1

て同じ。)の防止のための措置に関する基本的な方針

二 家畜が患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定するためには必要な検査に関する事項

三 消毒、家畜等の移動の制限その他特定家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、特定家畜伝染病に応じて必要となる措置の総合的な実施に関する事項

下この条において「特定家畜伝染病」というものについて、次に掲げる事項を内容とする指針（以下この条において「特定家畜伝染病防護指針」という。）を作成し、公表するものとする。
一 特定家畜伝染病の発生の予防及びまん延（当該特定家畜伝染病が牛痘、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザである場合にあつては、家畜以外の動物における当該伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。以下この条において

の集合する施設の所有者その他の畜産業に関連する事業を行う者は、その事業活動に関し、家畜の伝染性疾病的病原体の拡散を防止するための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する家畜の伝染性疾病の発生の予防及び蔓延の防止のための施策に協力するよう努めなければならない。

(管理者に対する適用)

第三条 この法律中家畜 物品又は施設の所有者に関する規定(第五十六条及び第五十八条から第六十条の二までの規定を除く。)は、当該家畜、物品又は施設を管理する所有者以外の者(鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該家畜、物品又は施設の運送の委託を受けた者を除く。)があるときは、その者に対しても適用する。

(特定家畜伝染病防疫指針等)

第三条の二 農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、牛痘、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザその他特に総合的に発生の予防及び蔓延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるもの(以下「指定病」といふ。)に就き、

及び期間を指定し、当該特定家畜伝染病について、その発生の状況に応じて必要となる措置を緊急に実施するための指針（次項において「特定家畜伝染病緊急防疫指針」という。）を作成し、公表するものとする。

3 都道府県知事、家畜防疫員及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針及び特定家畜伝染病緊急防疫指針に基づき、この法律の規定による特定家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。この場合において、都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村長に対し、当該措置の実施に関する協力を求めることができる。

4 農林水産大臣は、次項に規定するもののほか、都道府県知事及び市町村長に対し、前項の措置の実施に関し、必要な情報の提供、助言その他、協力を求めるものとする。

5 農林水産大臣は、二以上の都道府県の区域にわたり特定家畜伝染病がまん延し、又はまん延するおそれがあるときは、都道府県知事に対し、第三項の措置の実施に関し、都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うものとする。

6 農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞くとともに、都道府県知事の意見を求めなければならない。

第二章 家畜の伝染性疾病的発生の予防

（伝染性疾病についての届出義務）

第四条 家畜が家畜伝染病以外の伝染性疾病（農林水産省令で定めるものに限る。以下「届出伝染病」という。）にかかり、又はかかることがあることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検査した獣医師は、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞くとともに、都道府県知事の意見を求めなければならない。

第三章 家畜の伝染性疾病的発生の予防

（伝染性疾病についての届出義務）

第五条 第一項の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る家畜又はその死体の所有者に対し、当該家畜又はその死体について家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるものとする。

第一項の規定による届出を受けた都道府県知事は、前項の検査により当該家畜が新疾病であり、かかっている疑いがあることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他農林水産省令で定める場合には、適用しない。

第二項の規定は、家畜が新疾病にかかり、又はかかるている疑いがあることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他農林水産省令で定める場合には、適用しない。

第三項の規定は、家畜が新疾病にかかり、又はかかるている疑いがあることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他農林水産省令で定める場合には、適用しない。

第四項の規定は、前項の検査により当該家畜が新疾病であり、かかっている疑いがある疾病であることが判明した場合において、当該疾病的発生を予防することが必要であると認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に報告し、かつ、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長に通報しなければならない。

第五項の規定は、前項の場合には、同項の家畜の伝染性疾病の発生の状況を把握し、当該疾患の病原及び病因を検索するため、家畜又はその死体の所有者に対し、家畜又はその死体について家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるものとする。

第四章 実施の方法

（監視伝染病の発生の状況等を把握するための届出義務）

第六条 都道府県知事は、特定家畜（第四条の二第五項の検査の実施の目的として公示されたもの）を予防するため必要があるときは、家畜の所有者に對し、家畜について家畜防疫員の注射、薬浴又は投薬又は投薬を受けるべき旨を命ずることができる。

第七条 都道府県知事は、第四条の二第三項若しくは第五項若しくは第五条第一項の規定による検査を受けた家畜若しくはその死体又は前条第一項の規定による注射、薬浴若しくは投薬を受けた家畜に、農林水産省令の定めるところによつて、当該伝染性疾病が当該動物から家畜に伝染するおそれがあると認めるときは、当該都道府県の職員に当該動物についての当該伝染性疾病の発生の状況等を把握するための検査を行わせることができる。

第八条 都道府県知事は、第四条の二第三項若しくは第五項若しくは第五条第一項の規定による検査を受けた家畜若しくはその死体又は第六条第一項の規定による注射、薬浴若しくは投薬を受けた家畜の所有者から請求があつたときは、農林水産省令の定めるところにより、検査、注射、薬浴又は投薬を行つた旨の証明書を交付しなければならない。

期として、飼養衛生管理指導等計画（飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する計画をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

二 飼養衛生管理指導等計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

二 当該都道府県の区域内における飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病的発生の状況及び動向を把握するため必要な情報の収集に関する事項

三 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

四 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者又はその組織する団体が行う当該家畜の飼養に係る衛生管理の向上のための自主的措置を助長する措置に関する事項

五 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、飼養衛生管理に係る指導等の実施に關し必要な事項

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

332

333

334

335

336

337

338

339

340

341

342

343

344

345

346

347

348

349

350

351

352

353

354

355

356

357

358

359

360

361

362

363

364

365

366

367

368

369

370

371

372

373

374

375

376

377

378

379

380

381

382

383

384

385

386

387

388

389

390

391

392

393

394

395

396

397

398

399

400

401

402

403

404

405

406

407

408

409

410

411

412

413

414

415

416

417

418

419

420

421

422

423

424

425

426

427

428

429

430

431

432

433

434

435

436

437

438

439

440

441

442

443

444

445

446

447

448

449

450

451

452

453

454

455

456

457

458

459

460

461

462

463

464

465

466

467

468

469

470

471

472

473

474

475

476

477

478

479

480

481

482

483

484

485

486

487

488

489

490

491

492

493

494

495

496

497

498

499

500

501

502

503

504

505

506

507

508

509

510

511

512

513

514

515

516

517

518

519

520

521

522

523

524

525

526

527

528

529

530

531

532

533

534

535

536

537

538

539

540

541

542

543

544

545

546

547

548

549

550

551

552

553

554

555

556

557

558

559

560

561

562

563

564

565

566

567

568

569

570

571

572

573

574

575

576

577

578

579

580

581

582

583

584

585

586

587

588

589

590

591

592

593

594

595

596

597

598

599

600

601

602

603

604

605

606

607

608

609

610

611

612

613

614

615

616

617

618

619

620

621

622

623

624

625

626

627

628

629

630

631

632

633

634

635

636

637

638

639

640

641

642

643

644

645

646

647

648

649

650

651

652

653

654

655

656

657

658

659

660

661

662

663

664

665

666

667

668

669

670

671

672

673

674

675

676

677

678

679

680

681

682

683

684

685

686

687

688

689

690

691

692

693

694

695

696

697

698

699

700

701

702

703

704

705

706

707

708

709

710

711

712

713

714

715

716

717

718

719

720

721

722

723

724

725

726

727

728

729

730

731

732

733

734

735

736

737

738

739

740

741

742

743

744

745

746

747

748

749

750

751

752

753

754

755

756

757

758

759

760

761

762

763

764

765

766

767

768

769

770

771

772

773

774

775

776

777

778

779

780

781

782

783

784

785

786

787

788

789

790

791

792

793

794

795

796

797

798

799

800

801

802

803

804

805

806

807

808

809

810

811

812

813

814

815

816

817

818

819

820

821

822

823

824

825

826

827

828

829

830

831

832

833

834

835

836

837

838

839

840

841

842

843

844

845

846

847

848

849

850

851

852

853

854

855

856

857

858

859

860

861

862

863

864

865

866

867

868

869

870

871

872

873

874

875

876

877

878

879

880

881

882

883

884

885

886

887

888

889

890

891

892

893

894

895

896

897

898

899

900

901

902

903

904

905

906

907

908

909

910

911

912

913

914

915

916

917

918

919

920

921

922

923

924

925

926

927

928

929

930

931

932

933

934

935

936

937

938

939

940

941

942

943

944

945

946

947

948

949

950

951

952

953

954

955

956

957

958

959

960

961

962

963

964

965

966

967

968

969

970

971

972

973

974

975

976

977

978

979

980

981

982

983

984

985

986

987

988

989

990

991

992

993

994

995

996

997

998

999

1000

畜と同居していたため、又はその他の理由により患畜となるおそれがある家畜（疑似患畜を除く。）の所有者に對し、二十一日を超えない範囲内において期間を限り、当該家畜を一定の区域外へ移動させではない旨を指示することができる。（通行の制限又は遮断）

第十五条 都道府県知事又は市町村長は、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、政令で定める手続に従い、七十二時間を超えない範囲内において期間を定め、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜の所在の場所（これに隣接して当該伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所を含む。）とその他の場所との通行を制限し、又は遮断す（と殺の義務）

第十六条 次に掲げる家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに当該家畜を殺さなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合には、この限りでない。

1 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、アフリカ馬疫、小反芻獸疫、豚水疱病、家akinコラ、ニーカツスル病又はコレラ又はニューカツスル病の疑似患畜を殺さなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合には、この限りでない。

2 前項の家畜の所有者は、同項ただし書の場合を除き、同項の指示があるまでは、当該家畜を殺してはならない。

3 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の家畜について、同項の指示に代えて、自らこれを殺すことができる。（患畜等の殺処分）

第十七条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、次に掲げる家畜の所有者に期限を定めて当該家畜を殺すべき旨を命ずることができる。

一 流行性脳炎、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、小反芻獸疫、豚水疱病、家akinコラ、ニーカツスル病又はコレラ又はニューカツスル病の疑似患畜を殺すべき旨を命ずることができる。

二 プラズマ症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、小反芻獸疫、豚水疱病、家akinコラ、ニーカツスル病又はコレラ又はニューカツスル病の疑似患畜を殺すべき旨を命ずることができる。

2 コレラ又はニューカツスル病の疑似患畜を殺すべき旨を命ずることができない場合において緊急の必要があるときは、都道府県知事は、家畜防疫員に当該家畜を殺させることができる。（患畜等以外の家畜の殺処分）

第十七条の二 農林水産大臣は、家畜において口蹄疫又はアフリカ豚熱がまん延し、又はまん延するおそれがある場合（家畜以外の動物が当該伝染性疾病にかかることが発見された場合であつて、当該動物から家畜に伝染することにより家畜において当該伝染性疾病がまん延するおそれがあるときを含む。）において、この章（この条の規定に係る部分を除く。）の規定により講じられる措置のみによつてはそのまん延の防止が困難であり、かつ、その急速かつ広範囲なまん延を防止するため、当該伝染性疾病の患畜及び疑似患畜（以下この項において「患畜等」という。）以外の家畜であつてもこれを殺することがやむを得ないと認めるときは、患畜等以外の家畜を殺す必要がある地域を指定地域として、また、当該指定地域において殺す必要がある家畜（患畜等を除く。）を指定家畜として、それぞれ指定することができる。

2 前項の指定地域（以下この条において「指定地域」という。）及び同項の指定家畜（以下「指定家畜」という。）の指定は、口蹄疫又はアフリカ豚熱の急速かつ広範囲なまん延を防止するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。この場合において、家畜以外の動物が当該伝染性疾病にかかることが発見された場合における指定地域及び指定家畜の指定の範囲は、当該動物がいた場所又はその死体があつた場所の周辺における当該動物の生息の状況、当該動物における当該伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散の状況、これらの場所の周辺における家畜の飼養に係る衛生管理の状況その他の事情を考慮して定めるものとする。

3 農林水産大臣は、指定地域及び指定家畜の指定をしようとするときは、当該指定地域を管轄する都道府県知事（家畜以外の動物が口蹄疫又はまん延するおそれがあるときは、家畜防疫員に家畜の死体を剖検してはならない旨を指示することができる）

はアフリカ豚熱にかかることが発見された場合において指定地域及び指定家畜の指定をしようとするときは、当該都道府県知事及び食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 農林水産大臣は、指定地域及び指定家畜の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 指定地域及び指定家畜の指定があつたときは、当該指定地域を管轄する都道府県知事は、当該指定地域内において指定家畜を所有する者に対し、期限を定めて、当該指定家畜を殺すべき旨を命ずるものとする。

6 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は指定家畜の所有者若しくはその所在が知れないため同項の規定による命令をすることができない場合において緊急の必要があるときは、同項の都道府県知事は、家畜防疫員に当該指定家畜を殺させることができるものとする。

7 農林水産大臣は、指定地域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定地域の全部又は一部についてその指定を解除するものとする。

8 前項の規定による解除には、第三項及び第四項の規定を準用する。

（と殺の届出）

第十八条 患畜、疑似患畜又は指定家畜の所有者は、当該家畜を殺すときは、前三条の規定により殺す場合その他農林水産省令で定める場合を除き、あらかじめ家畜防疫員にその旨を届け出なければならない。（と殺に関する指示）

第十九条 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、第十七条第一項若しくは第十七条の二第五項の命令又は前条の届出に係る家畜につき、殺す場所又は殺す方法を指示することができる。

（病性鑑定のための処分）

第二十条 都道府県知事は、病性鑑定のため必要があるときは、家畜防疫員に家畜の死体を剖検させ、又は剖検のため疑似患畜を殺させることができる。

2 家畜防疫員は、病性鑑定のため必要があるときは、疑似患畜の所有者に對し、七日をこえない範囲内において期間を定め、当該家畜を殺してはならない旨を指示することができる。

（死体の焼却等の義務）

第二十一条 次に掲げる家畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

1 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、小反芻獸疫、豚水疱病、家akinコラ、ニーカツスル病又はコレラ又はニューカツスル病の疑似患畜の死体

2 前項の死体は、同項ただし書の場合を除き、同項の指示があるまでは、当該死体を焼却し、又は埋却してはならない。

3 第一項の規定により焼却し、又は埋却しないければならない死体は、家畜防疫員の許可を受けなければ、他の場所に移し、損傷し、又は解体してはならない。

4 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の所有者に対する前各項の規定の適用について必要があるときは、同項の家畜の死体について、同項の指示に代えて、自らこれを焼却し、又は埋却することができる。

5 伝達性海綿状脳症の患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対する前各項の規定の適用については、これらの規定中「焼却し、又は埋却」とあるのは、「焼却」とする。

6 都道府県知事は、第一項の規定による焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置に關する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地の準備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 都道府県知事は、前項の必要な措置を講ずるため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求めることが

(消毒設備の設置場所を通行する者の消毒の義務)

第二十八条の二 都道府県知事が家畜伝染病のまん延の防止のために必要な消毒のための設備であつて農林水産省令で定めるものを設置している場所を通行する者は、農林水産省令の定めるところにより、当該設備によるその身体及びそ

の場所を通過させる車両の消毒を受けなければならぬ。

前項の設備は、家畜伝染病の急速かつ広範囲なまん延（家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの急速かつ広範囲なまん延による当該伝染性病の病原体を拡散するものとのとする）を防止するため特

に必要があると都道府県知事が認める場合に設置することができる。

第三十条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区域を限ることにより、患畜、疑似患畜及び指定家畜について、らく印、いれずみその他の標識を付水産省令で定める表示をしなければならない。（患畜等の表示）

第三十一条 家畜防疫員は、農林水産省令の定めることにより、患畜、疑似患畜及び指定家畜について、らく印、いれずみその他の標識を付水産省令で定める表示をしなければならない。（消毒方法等の実施）

第三十二条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区城を限ることにより、患畜、疑似患畜及び指定家畜について、らく印、いれずみその他の標識を付水産省令で定める表示をしなければならない。（患畜等の表示）

第三十三条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合事業を停止し、又は制限することができる。（放牧等の制限）

第三十四条の二 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要がある場合には、規則を定め、一定種類の家畜の放牧、種付、と畜場以外の場所におけると殺又はふ卵を停止し、又は制限することができる。（放牧等の制限）

第三十五条の二 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第三十六条 何人も、次に掲げる物を輸入してはならない。ただし、試験研究の用に供する場合その他特別の事情がある場合において、農林水産大臣の許可を受けたときは、この限りでない。（輸入禁止）

第三十七条 農林水産大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要がある場合には、規則を定め、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者が当該飼養衛生管理基準（第十二条の三第二項第三号及び第四号に掲げる事項に係る基準に限る）を遵守していないと認めるときは、改善すべき事項を記載した文書の提示その他の農林水産省令で定める方法により、その者に対する勧告をして、期限を定めて、同項第三号又は第四号に規定する方法について改善すべきことを勧告することができる。（輸入のための検査証明書の添付）

第三十八条 農林水産省令で定める国から輸入する指定検疫物について、前項の検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて動物検疫所の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。）に送信され、当該電子計算機に備えられたフ

ァイルに記録された場合（輸入場所の制限）

第三十九条 農林水産省令で定める港又は飛行場以外の場所で輸入してはならない。但し、第四十一条の規定により検査を受け、且つ、第四十四条の規定による輸入検疫証明書の交付を受けた物及び郵便物として輸入する物については、この限りでない。（動物の輸入に関する届出）

第四十条 農林水産省令で定めるところにより、当該動物の種類及び数量、輸入の時期及び場所その他農林水産省令で定める事項を動物検疫所に届け出なければならないこととされる家畜の伝染性疾病の病原体を公示するものとする。（動物の輸入に関する届出等）

第四十一条 農林水産大臣は、前項の規定により届け出た者が、正当な理由がなくてその命令に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。（報告及び通報の義務）

第四十二条 都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者が、正當な理由がなくてその命令に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。（報告及び通報の義務）

第四十三条 農林水産大臣は、前項の規定により届け出た者が、正當な理由がなくてその命令に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。（報告及び通報の義務）

第四十四条 農林水産大臣は、前項の規定により届け出た者が、正當な理由がなくてその命令に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。（報告及び通報の義務）

第四十五条 農林水産大臣は、前項の規定により届け出た者が、正當な理由がなくてその命令に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。（報告及び通報の義務）

(家畜等の移動の制限)

第三十二条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体を拡散するおそれがある物品の当該都道府県の区域内での移動、当該都道府県内への

移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。（報告及び通報の義務）

第三十三条 農林水産大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、農林水産省令の定めるところにより、区域を指定し、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体を拡散するおそれがある物品の当該区域外への移出を禁止し、又は制限することができる。（報告及び通報の義務）

第三十四条の三 農林水産大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、都道府県知事に対し、第十二条の四第一項の規定による報告に係る資料の提出を求めることができる。（報告及び通報の義務）

第三十五条 都道府県知事は、この章の規定により家畜伝染病のまん延の防止のためとった措置につき、農林水産省令の定めるところにより、その実施状況及び実施の結果を農林水産大臣に報告するとともに関係都道府県知事に通報しなければならない。（報告及び通報の義務）

第三十六条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第三十七条 農林水産大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合事業を停止し、又は制限することができる。（報告及び通報の義務）

第三十八条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第三十九条 農林水産大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合事業を停止し、又は制限することができる。（報告及び通報の義務）

第四十条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十一条 農林水産大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合事業を停止し、又は制限することができる。（報告及び通報の義務）

第四十二条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十三条 農林水産大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合事業を停止し、又は制限することができる。（報告及び通報の義務）

第四十四条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十五条 農林水産大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合事業を停止し、又は制限することができる。（報告及び通報の義務）

第四十六条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十七条 農林水産大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合事業を停止し、又は制限することができる。（報告及び通報の義務）

第四十八条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十九条 農林水産大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合事業を停止し、又は制限することができる。（報告及び通報の義務）

第五十条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第五十一条 農林水産大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合事業を停止し、又は制限することができる。（報告及び通報の義務）

(資料の提出)

第三十四条の三 農林水産大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、都道府県知事に対し、第十二条の四第一項の規定による報告に係る資料の提出を求めることができる。（報告及び通報の義務）

第三十五条 都道府県知事は、この章の規定により家畜伝染病のまん延の防止のためとった措置につき、農林水産省令の定めるところにより、区域を指定し、一定種類の家畜の死体又は家畜伝染病の病原体を拡散するおそれがある物品の当該都道府県の区域内での移動、当該都道府県内への

移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。（報告及び通報の義務）

第三十六条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第三十七条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第三十八条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第三十九条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十一条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十二条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十三条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十四条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十五条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十六条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十七条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十八条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十九条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第五十条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第五十一条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第五十二条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第五十三条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

3 第一項の規定は、第六十二条第一項の規定により指定された疾病の病原体について同項において準用する前条第一項の規定により同項ただし書の許可を受けて輸入する場合には、適用しない。

第三十四条の三 次に掲げる物であつて農林水産大臣の指定するもの（以下「指定検疫物」という。）は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検疫の結果監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

第三十五条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第三十六条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第三十七条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第三十八条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第三十九条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十一条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十二条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十三条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十四条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十五条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十六条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十七条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十八条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第四十九条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第五十条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第五十一条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第五十二条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

第五十三条 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。（報告及び通報の義務）

(審査請求の制限)

第五十二条の三 第十四条第三項、第十六条第一項、第十九条、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条第二項の規定による家畜防疫員の指示（第四十六条第一項又は四十八条の規定により家畜防疫官が行うこれらの規定による指示を含む。）及び第十七条第一項、第十七条の二第五項又は第二十六条第一項の規定による都道府県知事の命令（第四十六条第一項の規定により動物検疫所長が行う第十七条第一項又は第二十六条第一項の規定による命令を含む。）については、審査請求をすることができない。

(家畜防疫官及び家畜防疫員)

第五十三条 この法律に規定する事務に従事させたため、農林水産省は家畜防疫官を置く。

前項の家畜防疫官は、獸医師の中から任命する。ただし、特に必要があるときは家畜の伝染性疾患予防に関する学識経験のある獸医師以外の者を任命することができる。

この法律に規定する事務に従事させるため、都道府県知事は、当該都道府県の職員で獸医師であるものの中から、家畜防疫員を任命する。ただし、特に必要があるときは、当該都道府県の職員で家畜の伝染性疾患予防に関する学識経験のある獸医師以外の者を任命することができる。

都道府県知事は、獸医師を当該都道府県の職員として採用することにより、この法律に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならない。

(証票の携帯等)

第五十四条 家畜防疫官又は家畜防疫員は、この法律により職務を執行するときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(服制)

第五十五条 家畜防疫官の服制は、農林水産大臣が定める。

第五十六条 この法律（前章を除く。以下この項において同じ。）又はこの法律に基づく命令の規定による指示その他の処分は、当該処分の目的である家畜その他の物の所有者又は管理者かの権利を承継した者又は権利の設定を受けて

一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条第二項の規定による家畜防疫員の指示（第四十六条第一項又は四十八条の規定により家畜防疫官が行うこれらの規定による指示を含む。）及び第十七条第一項、第十七条の二第五項又は第二十六条第一項の規定による都道府県知事の命令（第四十六条第一項の規定により動物検疫所長が行う第十七条第一項又は第二十六条第一項の規定による命令を含む。）に

新たに当該家畜その他の物の管理者となつた者に対しても、またその効力を有する。

2 前項の家畜その他の物の所有者又は管理者は、当該家畜その他の物を他人に譲渡し、又は管理させる場合には、その处分のあつたこと及びその処分の内容をその者に知らせなければならぬ。

3 前項の規定は、特別区のある地にあっては、特別区又は特別区長に適用する。

4 第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一項、第三十一条第一項又は第四十六条第二項若しくは第三項の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を行つたため死亡した動物又は死産し、若しくは流産した動物の胎児にあっては、当該検査、注射、薬浴又は投薬の時ににおける当該動物の評価額又は死産若しくは流産をする前ににおける当該胎児の評価額の全額

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

附則（昭和三七年九月一五日法律第
六一號）抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行後に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後に行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政手続の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この法律の施行の日から起算する期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

9 病」を加える部分を除く。及び次項の規定は、公布の日から施行する。

10 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以前に改正前の家畜伝染病予防法第五十八条第一項の改正規定（結核病）の下に「ヨーネ病」を加える部分を除く。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（昭和四六年一二月三一日法律第二百一〇号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日法律第八十七号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年一二月一九日法律第八〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年四月一一日法律第三四二号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成九年四月二十七日から施行する。
(第二条の規定による改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の家畜伝染病予防法（以下「旧法」という。）第四条第一項の規定による届出があつた家畜に係る同条第三項の規定による通報及び報告については、なお従前の例による。

施行日前に旧法第六条第一項の規定により検査を受けた家畜については、第一条の規定によ

3
る改正後の家畜伝染病予防法（以下「新法」という。）第七条及び第八条の適用については、な
新法第五条第一項の規定により検査を受けたも
のとみなす。
施行日前に旧法第六条第二項の規定により公
示が行われた同条第一項の検査については、な
お従前の例による。

- 新法第五条第一項の規定により検査を受けたものとみなす。

施行日前に旧法第六条第二項の規定により公表が行われた同条第一項の検査については、なお従前の例による。

施行日前に旧法第十三条第一項の規定による届出があつた家畜に係る同条第四項の規定による公示、通報及び報告並びに同条第五項の規定による公示、報告及び通報については、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に旧法第三十六条第一項ただし書の許可を受けている家畜の伝染性疾病の病原体の輸入については、なお従前の例による。

この法律の施行の際現にされている旧法第三十六条第一項ただし書の許可の申請は、新法第三十六条第一項第二号に掲げる家畜の伝染性疾病の病原体に係るものにあっては同項の規定によりした同項ただし書の許可の申請と、新法第三十六条の二第一項の家畜の伝染性疾病の病原体に係るものにあっては同項の規定によりした届出とみなす。

施行日前に旧法第四十条第一項の規定による届出、旧法第四十二条第二項の規定による届出、旧法第四十三条第一項の規定による通知又は同条第五項の規定による届出（以下この項において「届出等」という。）があつた指定検疫動物について旧法第四十条第一項、第四十二条第二項、第四十三条第二項又は第五項の規定による検査が行われていない場合には、当該届出等は、新法第四十条第一項の規定による届出、新法第四十二条第二項の規定による届出、新法第四十三条第一項の規定による通知又は同条第五項の規定による届出とみなす。

施行日前に旧法第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十二条第二項又は第四十三条第二項若しくは第五項の規定により行われた検査であつて、施行日前に旧法第四十四条の規定による輸入検疫證明書の交付又は旧法第十六条の規定による処置がされていないものについては、新法第四十四条及び第四十六条の規定を適用する。

施行日前に旧法第十七条の規定により殺された患畜、旧法第十七条若しくは第二十条第一項の規定により殺された疑似患畜、旧法第六条第

一項、第三十条第一項、第三十一条第一項若しくは第四十六条第二項の規定による検査、注射、薬浴若しくは投薬を行つたため死亡した動物若しくは死産し、若しくは流産した動物の胎児若しくは旧法第二十三条の規定により焼却し、若しくは埋却した物品に係る旧法第五十八条の規定による手当金の交付、旧法第二十一条

- 射、薬浴若しくは投薬を行つたため死亡した動物の胎児若しくは死産し、若しくは流産した動物の胎児若しくは旧法第二十三条の規定により焼却し、若しくは埋却した物品を係る旧法第五十八条の規定による手当金の交付、旧法第二十一条の規定による手当金の交付、旧法第六十条の規定による都道府県知事若しくは第二十三条规定により焼却し、若しくは埋却した家畜の死体若しくは物品に係る旧法第五十九条の規定による費用の負担又は旧法第六十条の規定による都道府県知事若しくは畜産防疫員が旧法を執行するため必要とした同条各号に掲げる費用の負担については、なお前例による。

附 則（平成一年七月一六日法律第八
七号）抄

（施行期日）

二条の三の改正規定、第五章中第六十二条の五を第六十二条の六とする改正規定、第六十二条の四の改正規定及び同条を第六十二条の五とし、第六十二条の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条第四項、第十二条の五を第六十二条の六とする改正規定（地方自治法 昭和二十一年法律第六十七号）別表第一家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第七百六十六号）の項の改正規定に限る）及び第二十条の規定 公布の日

二　目次の改正規定（「第十二条の四」を「第十二条の七」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める部分及び「第六十二条の五」を「第六十二条の六」に改める部分を除く。）第五条第四項の改正規定、第八条の次に一条を加える改正規定、第十二条の三の改正規定、第十二条の四の改正規定、第二章中同条を第十二条の六とし、第十二条の三の次に二条を加える改正規定、第十三条の次に二条を加える改正規定、第二十五条の改正規定、第二十六条の四の改正規定、第二十八条の改正規定、第二十二条の改正規定、第二十八条の改正規定、第四章の章名の改正規定、同章中第四十六条の次に三条を加える改正規定、第六十三条に一号を加える改正規定、第六十四条の改正規定、第六十六条の改正規定、同条を第六十七条とする改正規定、第六十五条の改正規定（第二十八条の二第一項に係る部分を除く。）、第六十五条を第六十六条とし、第六十四条の次に一条を加える改正規定、本則の二条を加える改正規定、第六章を第七章とする改正規定、第五十一条の改正規定、第五十二条の改正規定、第五十六条の改正規定、第六十一条の改正規定及び第五章を第六章とし、第四章の次に一章を加える改正規定並びに改正規定、第五十二条の改正規定、第五十三条から附則第四条まで、附則第六条から第八条まで及び附則第十九条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三　附則第十八条の規定 この法律の公布の日下一部施行日」という。前にこの法律による改正前の家畜伝染病予防法（以下「旧法」という。）第十二条の三の規定により定められ、又は改正された同条第一項に規定する飼養衛生

（飼養衛生管理基準に関する経過措置）

第一条 前条第二号に掲げる規定の施行の日（以降「一部施行日」という。）前にこの法律によることの改正前の家畜伝染病予防法（以下「旧法」という。）第十二条の三の規定により定められ、又は改正された同条第一項に規定する飼養衛生

管理基準は、一部施行日から起算して六月を経過する日（その日までにこの法律による改正後の家畜伝染病予防法（以下「新法」という。）第十二条の三の規定により定められ、又は改正されたときは、その定められ、又は改正された日）までの間は、新法第十二条の三の規定により定められ、又は改正された同条第一項に規定する飼養衛生管理基準とみなす。

第三条 一部施行日前にされた旧法第十二条の四第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による命令については、なお從前の例による。
第四条 新法第十三条の二第一項及び同条第二項において準用する新法第十三条第一項ただし書の規定は、一部施行日以後に家畜が新法第十三条の二第一項の症状を呈していることをを見失した獸医師、当該家畜若しくはその死体の所有者又は運送業者について適用する。
(患畜等の殺処分に関する経過措置)
第五条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧法第十七条第一項の規定により都道府県知事が旧法第二条第一項の表十九の項に掲げる豚コレラ又は同表二十三の項に掲げる高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜の所有者に対してした命令（当該命令に係る期限が施行日以後に到来するものに限る。）は、家畜防疫員がその者に対しても新法第十六条第一条の指示とみなす。
(家畜伝染病病原体の所持に関する経過措置)
第六条 一部施行日ににおいて現に新法第四十六条の五第一項に規定する家畜伝染病病原体（新法第四十六条の二十二各号に掲げる病原体を除く。以下この条において「家畜伝染病病原体」という。）を所持している者は、一部施行日から三十日を経過するまでの間（以下この条において「猶予期間」という。）に同項本文の許可の申請をしなかつた場合にあっては猶予期間の経過後遅滞なく、猶予期間に申請した当該許可を拒否された場合にはその処分後遲滞なく、当該家畜伝染病病原体の滅菌譲渡（新法第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡をいふ。以下同じ。）をしなければならない。
一部施行日において現に家畜伝染病病原体を所持している者は、次に掲げる期間は、新法第四十六条の五第一項本文の規定にかかわらず、

同項本文の許可を受けないで、当該家畜伝染病病原体を所持することができる。その者の従業者がその職務上所持する場合及びその者から運搬又は滅菌等（新法第四十六条の十一第一項に規定する滅菌等をいう。以下同じ。）を委託された者（その従業者を含む。）がその委託に係る家畜伝染病病原体を当該運搬又は滅菌等のために所持する場合も、同様とする。

一 猶予期間

二 猶予期間にした新法第四十六条の五第一項本文の許可の申請についての処分があるまでの間

三 前項の規定により滅菌譲渡をするまでの規定は、一部施行日において現に家畜伝染病病原体を所持している者が当該家畜伝染病病原体の滅菌譲渡をする場合について準用する。

4 新法第四十六条の十一第二項及び第四項の規定は、一部施行日において現に家畜伝染病病原体を所持している者は、新法第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡義務者とみなして、新法第四十六条の十の規定を適用する。

5 新法第四十六条の十七の規定は、第二項の規定により家畜伝染病病原体を所持する者について準用する。この場合において、同条第一項中「家畜伝染病病原体」とあるのは、「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十六号）附則第六条第一項に規定する家畜伝染病病原体（以下この条において「家畜伝染病病原体」という。）」と読み替えるものとする。

6 一部施行日において現に家畜伝染病病原体を所持している者は、新法第四十六条の十七第一項に規定する許可所持者等とみなして、新法第四十六条の十八の規定を適用する。

第七条 前条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 前条第四項において準用する新法第四十六条の十一第二項の規定に違反した者

二 前条第四項において準用する新法第四十六条の十一第四項及び前条第五項において準用する新法第四十六条の十七第二項の規定による命令に違反した者

(届出伝染病等病原体の所持に関する経過措置)
第八条 一部施行日において現に新法第四十六条の十九第一項に規定する届出伝染病等病原体を除く。以下この項において「届出伝染病等病原体」という。)を所持している者は、新法第四十六条の十九第一項本文の規定にかかるわらず、同項本文の農林水産省令の定めるところにより、一部施行日から七日を経過するまでの間(第一号において「猶予期間」という。)に、当該届出伝染病等病原体の種類その他同項本文の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
一 一部施行日において現に届出伝染病等病原体を所持している者(次号から第四号までに規定する者を除く。)が、猶予期間に滅菌譲渡をするまでの間当該届出伝染病等病原体を所持する場合
二 家畜の伝染性疾病の病原体の検査を行つている機関が、一部施行日前にその業務に伴い届出伝染病等病原体を所持することとなつた場合において、新法第四十六条の十九第一項第一号の農林水産省令の定めるところにより、一部施行日以後に滅菌譲渡をするまでの間当該届出伝染病等病原体を所持するとき。
三 一部施行日前に届出伝染病等病原体を所持する者から運搬又は滅菌等を委託された者が、一部施行日において現にその委託に係る届出伝染病等病原体を当該運搬又は滅菌等のために所持している場合
四 届出伝染病等病原体を所持する者の従業者が、一部施行日において現にその職務上届出伝染病等病原体を所持している場合
前項の規定によりされた届出は、新法第四十六条の十九第一項本文の規定によりされた届出とみなす。
(手当金の交付等に関する経過措置)
第九条 施行日前に旧法第二条第二項に規定する患畜又は疑似患畜となつた家畜、旧法第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一項、第三十一条第一項又は第四十六条第

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定（薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日）

附 則（平成二十六年六月一三日法律第六九号）抄

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起べき期間を経過したものが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の規定による。

施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定めることとする。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

る法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則（令和二年二月五日法律第二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則に見出し及び六条を加える改正規定（附則第五条第三項中第六十四条第二号、第六十六条及び第六十七条の読み替える部分並びに附則第十条に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

二 第十二条の三の三の次に三条を加える改正規定（第十二条の三の三及び第十二条の三の四に係る部分に限る。）第十二条の五の改正規定（「ときは」の下に「飼養衛生管理指導等計画に即して」を加える部分に限る。）並びに第十二条の六第一項及び第二項の改正規定（「ときは」の下に「飼養衛生管理指導等計画に即して」を加える部分に限る。）並びに第十二條の七の改正規定（前二条の規定により都道府県知事がとつた措置）を「飼養衛生管理指導等計画」に改める部分に限る。）並びに附則第四条第三項の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

附 則（令和二年二月五日法律第二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則に見出し及び六条を加える改正規定（附則第五条第三項中第六十四条第二号、第六十六条及び第六十七条の読み替える部分並びに附則第十条に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

（準備行為）

第三条 農林水産大臣は、新法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針を作成するため、施行日前においても、食料・農業・農村

政策審議会の意見を聴くとともに、都道府県知事の意見を求めることができる。

農林水産大臣は、新法第十二条の三の三第一項に規定する飼養衛生管理指導等指針を策定するため、附則第二条第二号に掲げる規定の施行の日（次条第三項において「一部施行日」という。）前においても、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くことができる。

（命令に関する経過措置）

第四条 第十二条の六第二項の改正規定（（ときは）の下に「、飼養衛生管理指導等計画に即して」を加える部分を除く。）による改正後の家畜伝染病予防法第十二条の六第二項の規定は、施行日以後にされる同項の規定による命令について適用し、施行日前にされた同改正規定による改正前の同法第十二条の六第二項の規定による命令については、なお従前の例による。

2 新法第十二条の六第三項の規定は、施行日以後にされる同条第二項の規定による命令について適用する。

3 第十二条の六第二項の改正規定（（ときは）の下に「、飼養衛生管理指導等計画に即して」を加える部分を除く。）による改正後の家畜伝染病予防法第十二条の六第二項の規定は、一部施行日以後にされる同項の規定による命令について適用し、一部施行日前にされた同改正規定による改正前の同法第十二条の六第二項の規定による命令については、なお従前の例による。

（アフリカ豚熱に関する特例の削除に伴う経過措置）

第五条 施行日前にされた旧法附則第五条から第九条までの規定又はこれらの規定に基づく命令の規定に基づく行政庁の处分その他の行為については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定（検討）

の施行の状況を勘案し、必要があると認めるとときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

2 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

3 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

4 第五百九条の規定

5 公布の日

6 法律第九六

（施行期日）
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

号）抄

附 則

（令和四年一一月九日法律第九六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

2 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

3 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

4 第五百九条の規定

5 公布の日

6 法律第九六